

山形県電子納品運用マニュアル

1 総則

1-1 位置づけ

「山形県電子納品運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）は、電子納品の実施にあたって、対象範囲、適用基準類、留意事項を示したものであり、「山形県電子納品取扱要領」（以下「県の要領」という。）を補足するものである。

1-2 電子納品の定義

電子納品とは、「測量、調査、設計、工事等の各業務段階で発生した最終成果品を電子データで納品すること」をいう。なお、ここでいう電子データとは、本マニュアルに示す各種要領等に示されたファイル形式に基づいて作成されたものをいう。

1-3 適用範囲

運用マニュアルは、令和6年7月以降に山形県より発注され、特記仕様書により電子納品対象とする工事・業務に適用する。

1-4 準拠する基準類

県の要領・運用マニュアルに記載のない内容については、以下に掲げる基準・要領・ガイドライン等に準拠するものとする。

また、農林水産省（水産庁）が平成20年3月に策定した要領（案）については、受発注者向け支援ソフトウェアが対応していないことから準拠しないものとする。

表 1-1 基準・要領一覧（山形県・国土交通省）

分類	分野	基準・要領名称	改定年月(日)
山形県	-	山形県県土整備部における情報共有システムの利用要領	R03.02.10
		山形県県土整備部における情報共有システムの試行要領(営繕工事)	R06.07
国土交通省	一般 土木	工事完成図書の電子納品要領	R05.03
		土木設計業務等の電子納品要領	R05.03
		CAD製図基準	H29.03
		デジタル写真管理情報基準	R05.03
		測量成果電子納品要領	R03.03
		地質・土質調査成果電子納品要領	H28.10
	電気	工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編	R05.03
		土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	R05.03
		CAD製図基準 電気通信設備編	H29.03
	機械	工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編	R05.03
		土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	R05.03
		CAD製図基準 機械設備工事編	H29.03
	営繕	営繕工事電子納品要領	R03.03
		建築設計業務等電子納品要領	R03.03

表 1-2 基準・要領一覧（農林水産省）

分類	分野	基準・要領名称	改定年月
農林水産省	一般 土木	工事完成図書の電子納品要領(案)	H31.03
		設計業務等の電子納品要領(案)	H31.03
		電子化図面データの作成要領(案)	H31.03
		電子化写真データの作成要領(案)	H31.03
		測量成果電子納品要領(案)	H31.04
		地質・土質調査成果電子納品要領(案)	H31.03
	電気	工事完成図書の電子納品要領(案) 電気通信設備編	H31.03
		設計業務等の電子納品要領(案) 電気通信設備編	H31.03
		電子化図面データの作成要領(案) 電気通信設備編	H31.03
	機械	工事完成図書の電子納品要領(案) 機械設備工事編	H31.03
		設計業務等の電子納品要領(案) 機械設備工事編	H31.03
		電子化図面データの作成要領(案) 機械設備工事編	H31.03

表 1-3 ガイドライン一覧（山形県・国土交通省・農林水産省）

分類	分野	ガイドライン等名称	改定年月(日)
山形県	-	山形県情報共有システム運用ガイドライン	R03.02.10
		山形県情報共有システム運用ガイドライン(営繕工事)	R06.07
国土交通省	一般 土木	電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	R05.03
		電子納品運用ガイドライン【業務編】	R05.03
		CAD製図基準に関する運用ガイドライン	H29.03
		土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン	R05.03
	電気	電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】	R05.03
		電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】	R05.03
		CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】	H29.03
	機械	電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】	R05.03
		電子納品運用ガイドライン 機械設備工事編【業務】	R05.03
		CAD製図基準に関する運用ガイドライン 機械設備工事編	H29.03
	共通	電子納品運用ガイドライン【測量編】	R03.03
		電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	H30.03
	港湾	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン【工事編】	R05.03
		地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	R05.03
		地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】	R05.03
	営繕	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】	R04.03
		官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	R04.03
農林水産省	一般 土木	電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】	H31.03
		電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	H31.03
		電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	H31.04
		電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	H31.03
		電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)	H31.03
	電気	電子納品運用ガイドライン(案)【電気通信設備工事編】	H31.03
		電子納品運用ガイドライン(案)【電気通信設備業務編】	H31.03
		電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)【電気通信設備編】	H31.03
	機械	電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】	H31.03
		電子納品運用ガイドライン(案)機械設備工事編【業務】	H31.03
		電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)機械設備工事編	H31.03

表 1-4 準拠しない基準・要領・ガイドライン一覧（国土交通省・農林水産省）

分類	分野	基準・要領・ガイドライン等名称	改定年月
農林水産省	水産	漁場設計・測量・調査等業務の電子納品要領(案)	H20.03
		漁場工事完成図書の電子納品要領(案)	H20.03
		電子化図面データの作成要領(案)	H20.03
		電子化写真データの作成要領(案)	H20.03
		測量成果電子納品要領(案)	H20.03
		地質・土質調査成果電子納品要領(案)	H20.03
		地質・土質調査成果電子納品要領(案) 付属資料	H20.03

※上記適用基準類については下記サイトにてご確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/jouhoussystem/kouijijouhoukyouyuu.html>
(山形県)

http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/ (国土交通省)

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html (農林水産省)

また、ICT 関連の適用基準類については下記サイトにてご確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kurashi/kendo/kensetsugyou/i-con.html> (山形県)

2 電子納品の作成・納品

2-1 電子納品の流れ

発注者の事前準備から電子納品までの流れについては、下図のとおりとする。

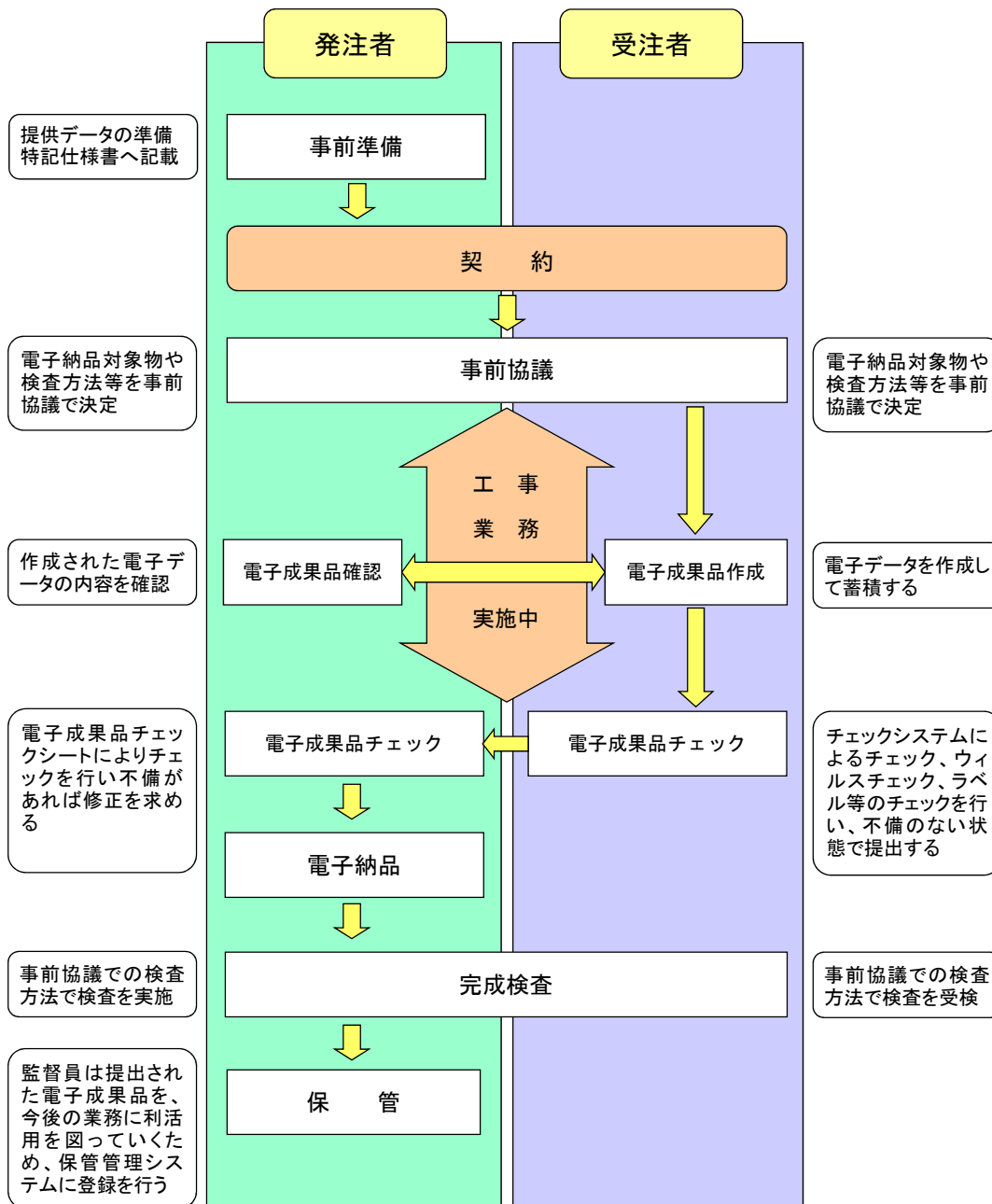


図 2-1 電子納品の流れ

2-2 対象範囲及び対象書類

本県における電子納品対象範囲および対象書類は以下を原則とする。

表 2-1 電子納品対象範囲及び対象書類

区 分	対象書類	対象範囲	備 考
業 務	成 果 品	全 て	「一般業務委託」は対象外とする。
工 事			「工事完成図」は、発注図面データが提供可能な場合に対象とする。 「工事区分」の成果品は、基本的には「工事完成図」と「工事写真」だが、情報共有システム利用の場合は帳票も含む。

注:対象書類は、アナログからデジタルへの変換(押印した鑑をスキャンして電子化する等)はしないこと

2-3 電子納品への取り組み評価について

電子納品の対象工事において、元々存在していた CAD のエラーを修正した場合には、評価を行う。

なお、情報共有システムを利用した電子納品の場合は、加点評価は行わない。

2-4 事前協議について

電子納品を円滑に行うため、業務委託及び工事の着手時に別に定める「電子納品事前協議チェックシート」を用いて、電子成果品対象書類・検査方法等について協議を行うものとする。

2-5 国の基準に依らない電子成果品の管理項目について

① 業務管理項目

農林水産事業においては、業務管理項目に含まれる「AGR I Sコード表」は使用せず「TECR I Sコード表」を使用する。

② 受注者コード・請負者コード

「山形県競争入札参加資格者名簿」に記載してある「業者番号」(8桁)とする。

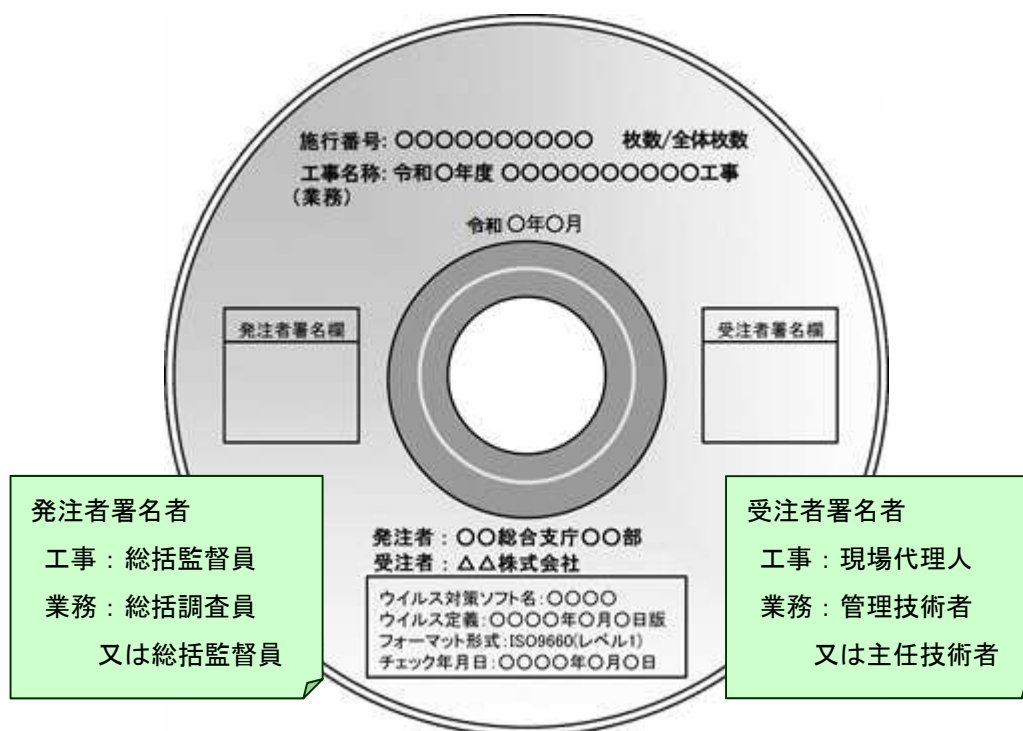
③ 設計書コード・工事番号・業務番号

建設事業情報総合管理システムの「施行番号」(17桁)とする。

(入札情報公開サービスにある入札結果の右上に記載される「施行番号」とする。)

2-6 電子媒体について

電子媒体への表記例は下記のとおりとする。



2-7 電子成果品の納品

2-7-1 受注者の提出方法

- ① 工事における電子成果品（CD-R 等）の提出部数は2部とする。
ただし、支払い事務手続き上必要な完成写真等については、前述のほか印刷物1部の提出とする。
なお、情報共有システムを利用して作成した帳票及び添付資料等についても電子成果品に含め提出するものとする。
- ② 業務の成果品については、原則として電子成果品（CD-R 等）2部及び印刷物（ファイル製本程度）1部を標準とする。なお、原図は電子データでの提出を標準とし、印影が必要な図面等を除き、紙の原図（マイラー図）は不要とする。
- ③ 電子成果品は、別に定める「電子成果品納品書」及び山形県電子納品チェックソフトで行った「チェック結果」を併せて提出すること。

※山形県電子納品チェックソフトは下記サイトにログイン後、ダウンロードできます。

<https://ppi.cals.pref.yamagata.jp/PPI/Login.shtml>（山形県）

2-7-2 発注者の受領方法

電子成果品（CD-R 等）は、別に定める「電子成果品チェックシート」を用いてチェックを行った上で受領すること。

2-7-3 電子納品保管管理システムへの登録

監督員は受領した電子成果品を、検査終了後速やかに電子納品保管管理システムへ登録すること。

なお、工事写真の登録については代表写真・提出頻度写真を登録するが、代表写真・提出頻度写真が選定されていない工事（営繕工事等）については、着工前・完成写真のみ登録するものとする。

3 工事検査時の対応

3-1 工事における完成検査

- ① 工事写真については原則電子データで検査を行い、受注者に負担とならないよう配慮すること。
- ② 受注者は、工事写真の閲覧が円滑に行われるよう、電子成果品から閲覧用機器にデータをコピーして検査に臨むこと。
- ③ 検査を行う際に必要となる機器類の手配については、受発注者間の事前協議において定めること。
- ④ 検査員が閲覧を希望する書類の検索・表示を行うための機器の操作は、原則として受注者が行う。
- ⑤ 情報共有システム利用の案件については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に則ること。

3-2 中間・出来形検査の取り扱い

- ① 検査方法については、原則として「3-1 工事における完成検査」のとおりとする。
- ② 完成検査で使用する電子成果品（CD-R等）に代えて、検査用の電子媒体（CD-R等）については、暫定的なものとして扱い、提出を求めるものではない。
- ③ 電子媒体は、検査時点までのデータを基に、電子成果品と同様に作成する。ただし、提出を求めるものではないため、ラベル等については不要とする。

4 電子データ作成時の留意事項

4-1 デジタル写真

4-1-1 画素数

デジタル写真の画素数については、データ容量の肥大化が懸念されることから、工事写真としては120万画素程度とする。

なお、画素数の適否については、表4-1を参考とすること。

表4-1 工事写真の画素数（参考）

画 素 数	適用	備 考
80万画素 ≡ 1024×768 (200KB/枚程度)	不可 ×	サイズ不足
120万画素 ≡ 1280×960 (320KB/枚程度)	標準 ◎	適正なサイズ
200万画素 ≡ 1600×1200 (500KB/枚程度)	可 ○	
300万画素 ≡ 2048×1536 (800KB/枚程度)	不可 ×	サイズ過大

※参考図ファイルをスキャナで読み込み作成する場合は、図面が判読できる解像度とし300dpi程度を標準とする

4-1-2 写真の編集

写真データについては、明るさの調整や日付の変更等の一切の編集を認めない。このため、撮影時にはカメラの設定等に十分留意すること。

4-1-3 写真管理項目

納品する電子媒体には、撮影頻度（撮影基準）写真を含め提出する。

なお、全体概要や主要部分の把握に必要と思われる重要な写真は、「代表写真」の欄に「1」を記入し、県土整備部制定共通仕様書「写真管理基準」に基づく「提出頻度」に該当する写真は、「提出頻度写真」の欄に「1」を記入する。

（「代表写真」「提出頻度写真」を中心に検査を実施することから、選定には留意すること。）

4-2 CAD図面のフォーマット形式

図面に関するCADデータフォーマットは、原則SXF(sfz)形式とする。

ただし、建築工事・建築設計業務の場合はSXF(sfz)形式に加え、オリジナル形式（作図したCADファイル形式）、PDF形式の3種類を納品すること。

4-3 報告書

報告書は原則としてPDFファイル形式とし、用紙のサイズはA4縦とする。

しおりを作成し、セキュリティの設定等は設けないものとする。

5 サポート・問い合わせ

本マニュアルの問い合わせ先は、県土整備部建設企画課(023-630-2685)、農林水産部農村整備課(023-630-2497)とする。

また、国土交通省及び農林水産省電子納品要領等に関する問い合わせがある場合は、事前に下記の web サイトにある Q&A を参照すること。

国土交通省「CALIS/EC Q&A」 : http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda/

農林水産省「nnCALIS Q&A」 : http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html

附則

本マニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成21年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成22年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成23年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成25年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成28年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成29年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成30年7月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、平成31年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和2年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和3年2月10日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和5年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

附則

本マニュアルは、令和6年7月1日から施行する。

○ 別添1 電子納品事前協議チェックシート

○ 別添2 電子成果品チェックシート

○ 別添3 電子成果品納品書